## 1. 経緯

2011年8月、産業廃棄物処理業者(中間処理)であるB社は労働基準監督署から是正勧告を受けました。是正勧告を受けるきっかけとなったのは、同年6月に発生させた労働災害でした。その概要は、減容化処理を行う圧縮施設に転落して労働者が被災した事象です。死傷病報告及び労災保険給付の申請後に、労働基準監督署の立ち入り調査を受け、①機械設備の運転開始時における合図②合図者の指名③作業手順・作業前点検等の安全衛生教育の実施等の是正勧告を受けました。

## 2. 初回の検討会

依頼事項は、労働基準監督署から受けた是正勧告を指定された期日に回答(報告)を行う事でした。しかし、安全衛生管理体制や年間安全衛生計画の作成等のヒアリングをしてるうちに、作業前点検項目や安全作業手順書等の未整備があるのがわかりました。そこで、是正勧告の指摘内容をクリアーするとともに労働災害の再発防止のポイントは、安全作業手順書の整備が重要であることをお話し、外部の指導(コンサルタントの活用)の提案を行いました。

## 3. 定期的な指導

仕事のスケジュールの権限を持つ役職者・安全管理者・衛生管理者そして、仕事の流れを知る作業リーダーの4名が安全作業手順書の作成メンバーとして出席し、1ヵ月に1回以上の会議を行いました。会議の内容は、既にある安全作業手順書の問題点、特に作業の流れのみしか記載されていない手順書に、作業の急所(成否・効率・安全)を盛り込むことの大切さを説明するとともに、正しい作業の姿を作業者に伝えるツールが安全作業手順書であることを理解して頂きました。その後は、提供した安全作業手順書のフォーマットに、作業リーダーが作業の流れを書き入れて、メンバーで検討作業を行いました。

## 4. 指導を行って

2年間の指導期間中に開催した毎月の会議は、メンバー4名がすべてに出席して行うことができました。この理由は、①仕事優先を理由にメンバーが揃わない事のないように、仕事のスケジュールの権限を持つ役職者をメンバーに入れたこと、③安全作業手順書は、誰が行っても安全に品質の高い製品(作業・サービス)を効率よく提供できるためのツールであるため、仕事の流れにあまり詳しくないメンバーに安全管理者・衛生管理者を入れたこと、③外部の人間(コンサルタント)を会議に出席させることで会議を欠席できない雰囲気を作ったことと考えます。

毎月会議を行ったことで、コンサルタントなしでも定期的に会議を開催し、議題とする作業の安全作業手順書を 挙げて、メンバー各人が作業の急所(成否・効率・安全)の検討作業を行う流れを理解し、継続していける自信を 持ってもらえました。指導を終えた後も引き続き安全作業手順書の検討を行い、更にリスクアセスメント・労働安 全衛生マネジメントシステムにつなげ、安全衛生水準のさらなる向上を願う次第です。

笹部 範祐

労働安全コンサルタント(機械)

労働衛生コンサルタント(保健衛生)